平成29年10月4日

女子差別撤廃条約(CEDAW)の実施状況のフォローアップについて

平成 29 年 10 月 4 日 男 女 共 同 参 画 局

<u>女子差別撤廃条約</u> (Convention on the Elimination of Discrimination against Women: CEDAW) は、女性・女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃することを基本理念とした条約であり、1979 年に国連において採択され、1981 年に発効(我が国は 1985 年批准)。

女子差別撤廃条約の締約国は、同条約の実施のためにとった立法、司法、行政その他の措置等について<u>定期的に国連に報告</u>を行い、女子差別撤廃委員会の審査を受け、同委員会は当該審査を踏まえ、締約国に対し「勧告」を含む最終見解を発出することとなっている。

平成28年(2016年)3月7日、我が国の女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解が発出されたところ、同見解では、平成30年(2018年)3月まで(最終見解から2年以内)に以下の3項目の実施状況についてフォローアップを行い、同委員会へ報告書を提出するよう要請されている。

【女子差別撤廃委員会の最終見解 (平成 28年 (2016年) 3月7日)(仮訳・抄)】

(フォローアップ項目)

- 13. 委員会は、これまでの勧告を改めて表明するとともに、以下について遅滞なきよう■ 要請する。
 - (a) 民法を改正し、女性の婚姻適齢を男性と同じ 18 歳に引き上げること、女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること、及び女性に対する離婚後の再婚禁止期間を全て廃止すること
 - 21. 委員会は、前回の勧告を改めて表明するとともに、締約国に以下を要請する。
 - (d) アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性や移民女性に対する攻撃を含む、民族的優越性又は憎悪を主張する性差別的な発言や宣伝を禁止し、制裁を課す法整備を行うこと、
 - (e) 差別的な固定観念及びアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性や移民女性に対する偏見を解消するために取られた措置の効果について独立した専門機関を通じて定期的に監視及び評価すること。

(最終見解フォローアップ)

55. 委員会は、上記第 13 (a) 及び 21 (d)・(e) パラグラフに含まれる勧告を実施する ために取った措置について書面による情報を 2 年以内に提出するよう締約国に要請する。

(仮訳)

配布:一般

2016年3月7日

原文:英語

女子差別撤廃委員会

日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解*

1. 委員会は、第 1375 回及び第 1376 回の会合において、2016 年 2 月 16 日、日本の第 7 回及び第 8 回合同定期報告 (CEDAW/C/JPN/7-8) を審議した (CEDAW/C/SR.1375 及び 1376 を参照)。委員会からの質問事項は CEDAW/C/JPN/Q/7-8 に、日本の回答は CEDAW/C/JPN/Q/7-8/Add.1 に記載されている。

A. 序論

- 2. 委員会は、第7回及び第8回の合同定期報告が提出されたことに関し、締約国に感謝の意を表する。また、会期前作業部会からの質問事項に対する書面の回答について締約国に感謝の意を表す。委員会は、代表団による口頭発表が行われたこととともに、対話の中で委員会の口頭による質問に対し追加説明が行われたことを歓迎する。
- 3. 委員会は、杉山晋輔外務審議官を団長とする大規模な代表団の派遣について 締約国を称賛する。代表団は法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、内閣府、 警察庁等の諸省庁及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部の代表から構成さ れていた。

B. 肯定的側面

- 4. 委員会は、2009年に行われた締約国の第6回定期報告(CEDAW/C/JPN/6)の審議以降、法制度改革における取組において達成された進展、特に以下を歓迎する。
- (a) 女性が大部分を占めるパートタイム労働者の待遇改善のために行われた

^{*} 女子差別撤廃委員会第63会期委員会において採択された(2016年2月15日-3月4日)。

2014年の改正「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」、

- (b) 2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、
- (c) 2014 年の改正「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、
- (d) 2013年の改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、及び
- (e) 2012年の「子ども・子育て支援法」。
- 5. 委員会は、以下のような、女性に対する差別の撤廃の加速及び女性の権利向上 を目的とした締約国の政策的枠組を強化する努力を歓迎する。
 - (a) 2014年の「人身取引対策行動計画」、
 - (b) 2013年の「日本再興戦略」、並びに
 - (c) 2010年の「第3次男女共同参画基本計画」及び2015年の「第4次男女共同参画基本計画」
- 6. 委員会は、前回の定期報告の審議以降締約国が行った以下の国際文書の批准を 歓迎する。
 - (a) 2014年の「障害者の権利に関する条約」の批准、及び
 - (b) 2009 年の「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」の批准。

C. 主要な関心事項及び勧告

国会

7. 委員会は、本条約の十分な履行を確保する上で立法権の果たす重要な役割を強調する (2010 年の第 45 会期において採択された委員会と国会議員との関係に関する委員会声明を参照)。委員会は、国会に対し、その権能に従い、本条約に基づいて、今後次回報告時期までの間、今回の最終見解の実施について必要な措置を講じるよう勧める。

本条約の法的地位、認知度及び選択議定書の批准

8. 委員会は、締約国の憲法第98条第2項に基づき、締結・公布された条約が締約国の国内法の一部として法的効力を有することに留意する。しかしながら、委

員会は、本条約が国内法に十分取り入れられていない、並びに 2014 年 3 月 28 日付の東京高等裁判所が本条約は法的審理に直接適用される、あるいは自動執行性があるとは認識できない旨の判決を下したことに懸念する。委員会は、また、以下についても懸念を有する。

- (a) 締約国の意識啓発の取組にもかかわらず、本条約の規定が締約国内で十分 に周知されていないこと、
- (b) 締約国が本条約の選択議定書を批准する予定の時期に関しての情報が提供されていないこと、並びに
- (c) 委員会が前回行った勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/6) が締約国により十分に 実施されていないこと。

9. 委員会は、締約国に以下を要請する:

- (a) 本条約の規定を国内法に十分に取り入れること、
- (b) 締約国の政府職員、国会議員、法律専門家、法執行官及び地域社会のリーダーを含めた関係者に対して、本条約及び委員会の一般勧告並びに女性の 人権についての意識を啓発するため、既存のプログラムを強化すること、
- (c) 選択議定書の批准を検討するとともに、選択議定書の下での委員会の法体 系について法律専門家及び法執行官に対する研修を行うこと、並びに
- (d) 今回の委員会の最終見解の実施について、明確な目標と指標を用いた国内 行動計画の採択を検討すること。

女性に対する差別の定義

- 10. 委員会は、本条約第1条に従った公的・私的の双方の領域における直接・間接双方の差別を含む女性に対する差別の包括的な定義が欠けていることを依然として懸念する。委員会は、そのような定義の欠如は締約国における本条約の十分な適用の障害となることを想起する。
- 11. 委員会は、前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 22)を改めて表明するとともに、活動の全ての分野において女性が直接・間接双方の差別から保護されることを保証するという観点から、本条約第1条に従い女性に対する差別の包括的な定義を国内法に早急に取り入れることを締約国に要請する。

差別的な法律及び法的保護の欠如

- 12. 委員会は、既存の差別的な規定に関する委員会のこれまでの勧告への対応がなかったことを遺憾に思う。委員会は特に以下について懸念する。
 - (a) 女性と男性にそれぞれ 16 歳と 18 歳の異なった婚姻適齢を定めているように民法が差別的な規定を保持していること、
 - (b) 期間を6か月から100日に短縮すべきとする最高裁判所の判決にもかか わらず、民法が依然として女性のみに離婚後の再婚を一定期間禁止して いること。
 - (c) 2015 年 12 月 16 日に最高裁判所は夫婦同氏を求めている民法第 750 条を合憲と判断したが、この規定は実際には多くの場合、女性に夫の姓を 選択せざるを得なくしていること、
 - (d) 2013 年 12 月に嫡出でない子を相続において差別していた規定が廃止されたにもかかわらず、出生届時に差別的記載を求める戸籍法の規定を含め、様々な差別的規定が残っていること、並びに
 - (e) 頻繁にハラスメント、烙印及び暴力の対象となる様々なマイノリティ・ グループの女性に対する交差的な差別を対象とする包括的な差別禁止法 がないこと。
- 13. 委員会は、これまでの勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/5) 及び (CEDAW/C/JPN/CO/6) を改めて表明するとともに、以下について遅滞なきよう要請する。
 - (a) 民法を改正し、女性の婚姻適齢を男性と同じ 18 歳に引き上げること、女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること、及び女性に対する離婚後の再婚禁止期間を全て廃止すること、
 - (b) 嫡出でない子の地位に関するすべての差別的規定を撤廃し、子とその母親が社会的な烙印と差別を受けないよう法による保護を確保すること、並びに
 - (c) 締約国の主要義務に関する一般勧告第28号(2010年)に従って、様々なマイノリティ・グループの女性に対する、複合的/交差的な形態の差別を包括的に禁止する法律を制定し、この女性達をハラスメントと暴力から保護すること。

国内人権機構

14. 委員会は、締約国が「国内人権機構の地位に関する原則」(パリ原則) に準じ、

複合的な形態の差別からの保護を含む女性の権利の保護及び促進のための幅広い 権限を有する独立した国内人権機構を設立していないことにあらためて懸念を表 する。

15. 委員会は、締約国がパリ原則(1993年12月20日付国連総会決議48/134)に準じ、女性の人権と男女平等についての権能を有する独立の国内人権機構を明確な期限を定めて設置するよう前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ24)を改めて表明する。

女性の地位向上のための国内本部機構

16. 委員会は、「内閣府設置法」が男女共同参画担当大臣に女性の地位向上のための国内本部機構の長としての権能を明確にしているとの締約国からの情報に留意する。しかしながら、男女共同参画会議及び男女共同参画推進連携会議の役割が明確に定められていないことに懸念がある。委員会は、この明確さの欠如がジェンダー予算を含め政策の調整と実施に影響を与えることを懸念する。

17. 委員会は、ジェンダー主流化やジェンダー予算を含む取組を効果的に行うことができるよう様々な部門の役割を明確にすることにより、締約国が女性の地位向上のための国内本部機構を引き続き強化していくことを勧告する。

暫定的特別措置

18. 委員会は、締約国が事実上の男女平等を促進するため第3次及び第4次男女共同参画基本計画において数値目標を導入した努力に留意する。しかしながら、委員会は、政治的活動、特に国会においてはもちろんのこと、公的部門及び民間部門の意思決定における民族的及びその他のマイノリティ女性を含む女性の過少代表に対処するため、クオータ制を含む法定の暫定的特別措置が講じられていないことを懸念する。委員会は、特に締約国が法定のクオータ制ではなく、依然としてより効果の低い自主的な取組や公共調達のための入札過程において会社の評価を高くするなどのインセンティブを用いていることを懸念する。

19. 委員会は、前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 28)を改めて表明するとともに、暫定的特別措置に関する本条約第 4 条第 1 項及び委員会の一般勧告第 25 号(2004 年)に従い、本条約の全ての分野において、特に民族的あるいはその他のマイノリティ及び先住民族の女性並びに障害のある女性の権利を向上させるために、実質的な男女平等の達成を促進するために必要な戦略として、法定のクオータ制などの暫定的特別措置を検討することを締約国に要請する。

固定観念と有害な慣行

- 20. 委員会は、家父長制に基づく考え方や家庭・社会における男女の役割と責任 に関する根深い固定観念が残っていることを依然として懸念する。委員会は、特 に以下について懸念する。
 - (a) こうした固定観念の存続が、メディアや教科書に反映され続けているとと もに、教育に関する選択と男女間の家庭や家事の責任分担に影響を及ぼし ていること、
 - (b) メディアが、性的対象とみなすことを含め、女性や女児について固定観念 に沿った描写を頻繁に行っていること、
 - (c) 固定観念が引き続き女性に対する性暴力の根本的原因であり、ポルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメが女性や女児に対する性暴力を助長していること、並びに
 - (d) 性差別的な発言が、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の 女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性や移民女性、並びに女性 全般に向けて続いていること。
- 21. 委員会は、前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 30)を改めて表明するとともに、締約国に以下を要請する。
 - (a) 伝統的な男女の役割を補強する社会規範を変える取組とともに女性や女児の人権の促進に積極的な文化的伝統を醸成する取組を強化すること、
 - (b) 差別的な固定観念を増幅し、女性や女児に対する性暴力を助長するポルノ、 ビデオゲーム、アニメの製造と流通を規制するため、既存の法的措置や監 視プログラムを効果的に実施すること、
 - (c) 差別的な固定観念を解消するため、教科書と教材を見直すこと、
 - (d) アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性や移民女性に対する攻撃を含む、民族的優越性又は憎悪を主張する性差別的な発言や宣伝を禁止し、制裁を課す法整備を行うこと、並びに
 - (e) 差別的な固定観念及びアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人 の女性や移民女性に対する偏見を解消するために取られた措置の効果に

ついて独立した専門機関を通じて定期的に監視及び評価すること。

女性に対する暴力

22. 委員会は、法務省が、(a) 男性器の女性器への挿入にのみ適用される強姦罪の狭い定義、(b) 性犯罪の低い罰則の引上げ、(c) 配偶者強姦を明示的に犯罪化する法的規定の採用、(d) 性犯罪の職権による起訴の導入を含む様々な課題に対処するために、刑法を見直す検討会を設置したことに留意する。委員会は、しかしながら、刑法を見直す法務省の検討会が、配偶者強姦を明示的に犯罪化する必要があるとは考えなかったことを懸念する。性交同意年齢が 13 歳のままであること、法定強姦の法定刑の下限がわずか3年の懲役であることも懸念する。委員会は、さらに以下についても懸念する。

- (a) 刑法に近親姦を個別に犯罪化する規定がないこと、
- (b) 裁判所による緊急保護命令の発令が過度に遅れることがあるとの報告があり、それは配偶者等からの暴力を含む暴力の被害者を更なる暴力の危険にさらしていること、
- (c) 配偶者等からの暴力を含む暴力の被害者である移民女性、民族的及びその他のマイノリティ女性並びに障害のある女性が事件を当局に通報することに抵抗感があること、また特に移民女性は「出入国管理及び難民認定法」に基づく保護を得るには「正当な理由」を提供する必要があるため、在留資格を取り消されるおそれから通報できないとの情報があること、並びに
- (d) 「配偶者暴力防止法」があらゆる形態の家族における全ての女性に適用されるか不確実であること、及びそのような場合に裁判官が保護措置を執ることに積極的でないこと。
- 23. 委員会は、女性に対する暴力に関する一般勧告第 19 号 (1992 年) 及び前回の勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 30) を想起し、締約国に以下を要請する。
 - (a) 刑法の改正に当たっては、配偶者等からの暴力や個別の犯罪としての近親 姦を含む女性に対する暴力に包括的に対処することを確保するため、本条 約及び委員会の一般勧告第19号(1992年)並びにその法体系を十分に活 用すること、
 - (b) 強姦の定義を拡張するとともに、性犯罪の職権による起訴を確保するため の刑法の改正を促進すること、

- (c) 配偶者強姦を明示的に犯罪化するとともに法定強姦の法定刑の下限を引き上げるため、刑法を改正すること、
- (d) 緊急保護命令発令の司法手続を迅速に行うこと、
- (e) 女性や女児(特に移民女性)に対するあらゆる形態の暴力の被害者に通報 を奨励するとともに、暴力の被害者である女性がシェルターを利用でき、 また十分な設備も備わっていることを確保すること、
- (f) 指導的地位にある職員の研修、女性や女児に対する全ての暴力事件の十分 かつ効果的な捜査、加害者の訴追並びに有罪の場合の適切な処罰を確保す ること、並びに
- (g) あらゆる形態の家族における全ての女性に対し「配偶者暴力防止法」の適用を確保すること。
- 24. 委員会は、締約国が優生保護法の下で都道府県優生保護審査会によって疾病 又は障害のある子供の出生を防止しようとし、その結果、障害者に強制的な優生 手術を受けさせたことについて留意する。委員会は、同意なしに行われたおよそ 16,500 件の優生手術のうち、70 パーセントが女性だったこと、さらに締約国は 補償、正式な謝罪、リハビリテーションなどの救済の取組を行ってこなかったこ とについて留意する。
- 25. 委員会は、締約国が優生保護法に基づき行った女性の強制的な優生手術という形態の過去の侵害の規模について調査を行った上で、加害者を訴追し、有罪の場合は適切な処罰を行うことを勧告する。委員会は、さらに、締約国が強制的な優生手術を受けた全ての被害者に支援の手を差し伸べ、被害者が法的救済を受け、補償とリハビリテーションの措置の提供を受けられるようにするため、具体的な取組を行うことを勧告する。

人身取引及び売買春による搾取

- 26. 委員会は、締約国が 2014 年 12 月に「人身取引対策行動計画」を策定したこと及び「人身取引対策推進会議」を設置したことに留意する。委員会は、締約国が技能実習制度を改革するため法案を国会に提出した取組を歓迎する。委員会は、しかしながら、締約国が依然として労働搾取や性的搾取を目的とした人身取引(特に女性や女児)の供給国、通過国、目的国であること及び以下について懸念する。
 - (a) 女性が風俗産業において特に売買春及びポルノ映画製作のために性的搾

取を受け続けていること、及び

(b) 技能実習制度によって締約国に来た女性や女児が強制労働や性的搾取を 受け続けていること。

27. 委員会は、締約国に以下を勧告する。

- (a) 人身(特に技能実習制度により採用された女性や女児)取引と闘うために、 定期的な労働査察及びその他の取組を強化すること、
- (b) 性風俗での役務の提供やポルノ映画の製作を手掛ける組織を対象とした 性的搾取を防ぐための監視と査察のプログラムを強化すること、
- (c) 地域内の他の国々との情報交換及び人身取引業者を訴追するための法的 手続の整合化を含んだ人身取引を防ぐための二国間、地域間及び国際間の 連携を目指した取組を継続すること、
- (d) 技能実習制度のもとで予定される見直しの実施について次回定期報告の中で情報を提供すること、並びに
- (e) 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人 (特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を批准すること。

「慰安婦」

28. 委員会は、前回の最終見解(CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 37 及び 38)を想起するとともに、未解決の問題である「慰安婦」について、人種差別撤廃委員会(CERD/C/JPN/CO/7・9)、自由権規約委員会(CCPR/C/JPN/CO/6)、拷問禁止委員会(CAT/C/JPN/CO/2)、社会権規約委員会(E/C.12/JPN/CO/3)、国連人権理事会の特別手続のために任命された任務保持者数名及び普遍的・定期的レビュー(UPR)(A/HRC/22/14/Add.1、パラ 147-145 以下参照)などの他の国連人権メカニズムが行った数多くの勧告にも注意を向ける。委員会は、締約国が「慰安婦」の問題を解決しようとする試み、ごく最近では 2015 年 12 月 28 日に発表された締約国と韓国との間の二国間の合意を通じたものに留意する一方、締約国が上述の勧告を実施してこなかったこと及び「慰安婦」の問題については主張されている侵害が、1985年に締約国について本条約が効力を発生させる以前に生じたものであるので本委員会のマンデートの範囲内ではないとする締約国の立場は遺憾である。さらに、委員会は、以下について遺憾に思う。

- (a) 最近、「慰安婦」への侵害に対する締約国の責任に関して公職にある者や指導者による発言の数が増加していること、及び「慰安婦」の問題は「最終的かつ不可逆的に解決される」とする韓国との合意の発表が被害者中心のアプローチを十分に取らなかったこと、
- (b) 「慰安婦」の中には彼女たちが蒙った深刻な人権侵害に対して締約国による公式で明白な責任の承認を得ることなく亡くなった者もいること、
- (c) 締約国がその他の関係国の「慰安婦」被害者に対し、国際人権法上の義務 を果たしてこなかったこと、並びに
- (d) 締約国が教科書から「慰安婦」の問題に関する記述を削除したこと。
- 29. 委員会は、前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 37 及び 38)を改めて表明するとともに、「慰安婦」の問題は、被害者のために効果的な救済策が引き続き取られていないことを考えると、第二次世界大戦中に締約国の軍隊により行われた侵害の被害者・生存者の権利に継続的な影響を及ぼす深刻な侵害を引き起こしていると見ている。委員会は、したがって、このような人権侵害への対処が時間的管轄によって妨げられることはないと考え、締約国に以下を要請する。
 - (a) 締約国の指導者や公職にある者が、「慰安婦」問題に対する責任を過小評価し、被害者を再び傷つけるような発言はやめるよう確保すること、
 - (b) 被害者の救済の権利を認め、補償、満足、公的謝罪、リハビリテーション のための措置を含む、十分かつ効果的な救済及び賠償を提供すること、
 - (c) 2015 年 12 月に締約国が韓国と合同で発表した二国間合意の実施に当たっては、被害者・生存者の意向をしかるべく考慮し、被害者の真実、正義、賠償を求める権利を確保すること、
 - (d) 「慰安婦」の問題を教科書に適切に組み込むとともに、歴史的事実を生徒 や社会全般に客観的に伝えられるよう確保すること、並びに
 - (e) 被害者・生存者の真実、正義、賠償を求める権利を確保するために行われた協議やその他の措置について、次回の定期報告の中で情報提供すること。

政治的及び公的活動への参画

30. 委員会は、数値目標や、2020 年までに政治的及び公的活動並びに民間活動に

おいて指導的地位における女性の参画比率を 30 パーセントとする具体的な目標を定めた第3次及び第4次男女共同参画基本計画の策定により女性の政治的及び公的活動への参画を促進する締約国の努力に留意する。しかしながら、委員会は、以下について引き続き懸念する。

- (a) 議会、政府、地方自治体(首長)や司法、外交、学界のレベルにおいても 指導的地位における女性の参画が低調であること、
- (b) 政治的及び公的活動において事実上の男女平等の実現を加速させるため の法定の暫定的特別措置が足りないこと、並びに
- (c) 指導的地位に参画している障害のある女性や、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性が少ないこと。
- 31. 委員会は、前回の勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 42) を改めて表明するとともに、締約国に以下を要請する。
 - (a) 選出及び任命される地位への女性の十分かつ対等な参画を加速させるため、本条約第4条第1項、暫定的特別措置に関する委員会の一般勧告第25号(2004年)並びに政治的及び公的活動における女性に関する同勧告第23号(1997年)に従い、法定クオータ制などの暫定的特別措置をさらに取り入れること、
 - (b)議会、政府、地方自治体(首長)や司法、外交、学界を含む全てのレベルにおいて2020年までに指導的地位への女性の参画比率を30パーセントとするという第3次及び第4次男女共同参画基本計画で設定した目標の効果的実施を確保すること、並びに
 - (c) 障害のある女性、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性が決定権のある地位に参画するよう促進するため、暫定的特別措置を含めた具体的方策をとること。

教育

- 32. 委員会は、全ての教育段階において女性や女児の平等なアクセス及び初等・中等教育における女児の在学率の増加について優先的に取り組んでいることに関して、締約国を称賛する。委員会は、しかしながら、以下について懸念する。
 - (a) 科学、技術、工学、数学 (STEM) などの伝統的に男性が優位の専攻分野

- だけでなく、高等教育機関、特に大学と大学院の在学率において男女の格 差が大きいこと、
- (b) 多くの女性が高等教育において4年間の大学課程を終えておらず、労働市場で不利になること、
- (c) 教育機関の上位の管理職や意思決定を行う地位への女性の参画が少ない こと及び女性が低いレベルの地位に集中し、女性教授の数が少ないこと、
- (d) 性と生殖の健康と権利に関する年齢に応じた教育内容に対し、政治家や公 務員が過度に神経質になっていること、
- (e) 民族的及びその他のマイノリティのコミュニティ、特にアイヌや同和地区 の高齢女性で識字レベルが低いとの報告があること、並びに
- (f) 移民女性や障害のある女性の教育状況についてデータが不足していること、及び特に在日韓国・朝鮮人の女性や女児をターゲットにした、学校におけるいじめや人種差別的な感情の表出への対応措置について情報が不足していること。
- 33. 委員会は、締約国が以下を行うよう勧告する。
 - (a) 進路に関する相談活動を強化し、女子が伝統的に進出してこなかった専攻 (STEM) を目指すよう奨励するとともに、女子が高等教育を修了する重要 性について教員の意識啓発を行うこと、
 - (b) 女性教授の数を増やすとともに、教育部門の上位の管理職や意思決定を行う地位への女性の参画を拡充するため、暫定的特別措置を含む具体的方策をとること、
 - (c) 性と生殖に関する健康と権利について学校の教育課程に系統的に組み込めるよう、年齢に応じた教育内容と実施に関する国民の懸念に対処すること、
 - (d) 障害のある女性や女児、移民女性のほか、アイヌの女性、同和地区の女性、 在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性が教 育にアクセスするための全ての障害を取り除くこと、及び彼女たちの教育 へのアクセス・奨学金について次回の定期報告で情報提供すること、並び に
 - (e) 教育機関における、いじめや人種差別的な感情の表出(特に在日韓国・朝

鮮人の女性や女児をターゲットにした)を含む女性や女児に対するあらゆる形態の暴力を防ぎ、処罰し、根絶するための措置を強化すること。

雇用

- 34. 委員会は、2015年に雇用において非正規労働者、民族的及びその他のマイノリティを含む女性のエンパワーメントを追求する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されたことを歓迎する。しかしながら、委員会は、以下について依然として懸念する。
 - (a) 男女の賃金格差の拡大、その原因の一端は同一価値労働同一賃金の原則の 不十分な実施にあること、
 - (b) 労働市場において続く水平的・垂直的職務分離及び低賃金雇用部門への女性の集中、その原因の一端はコース別雇用管理制度にあること、
 - (c) 家族的責任が原因で女性のパートタイム労働への集中が続き、それが年金 給付に影響し、退職後の貧困を生む原因の一端となっていること及び妊娠 と出産に関連したハラスメントの報告が絶えないこと、
 - (d) セクシュアル・ハラスメントについて適切な禁止及び適当な制裁の欠如並 びに締約国が雇用及び職業についての差別待遇に関する中核的な ILO 第 111 号条約を批准していないこと、
 - (e) 先住民の女性、マイノリティ及びその他の女性(同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性、沖縄の女性)、障害のある女性及び移民女性の労働者に関し、雇用部門において複合的/交差的な形態の差別が根強くあること、並びに
 - (f) 締約国の女性家事労働者の状況についての情報が不足していること。
- 35. 委員会は、締約国に以下を要請する。
 - (a) 構造的不平等や職務分離を撤廃するとともに、同一価値労働同一賃金の原則を実施することによって性別賃金格差を縮小するため、2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、労働基準法及びその他関連法に基づく取組を強化すること、
 - (b) 柔軟な勤務形態の活用を促進するとともに、育児の責務への男性の対等な 参画を奨励するため両親共有休暇を導入し、さらに十分な保育施設の提供 を確保する取組を強化すること、

- (c) 職場でのセクシュアル・ハラスメントを防止するため、禁止規定と適切な 制裁措置を盛り込んだ法整備を行うこと、及び妊娠や母親であることを理 由とした差別を含む雇用差別の事例において女性の司法制度へのアクセ スを確保すること、
- (d) セクシュアル・ハラスメントに対する労働法及び行動基準の順守を目的と した労働査察を定期的に行うこと、
- (e) 雇用部門の調査を行うとともに、特に先住民やマイノリティの女性及び障害のある女性や移民の女性労働者に関するジェンダー統計を作成すること、
- (f) 締約国の女性家事労働者の状況について次回定期報告の中で情報を提供 すること、並びに
- (g) 「雇用及び職業についての差別待遇に関する IL0 第 111 号条約」及び「家事労働者の適切な仕事に関する IL0 第 189 号条約 (2011 年)」の批准を検討すること。

健康

36. 委員会は、2011年の福島第一原子力発電所事故に続く放射線に関する健康面での懸念に対処する締約国の取組に留意する。委員会は、しかしながら、放射線被ばく量が年に 20 ミリシーベルト未満の汚染地域を避難区域の指定から解除する締約国の計画に懸念をもって留意する。年間被ばく量の増加により住民の中でも特に女性や女児の健康に影響を及ぼす可能性が高まるからである。

37. 委員会は、締約国が女性は男性よりも放射線に対して敏感である点を考慮し、放射線の被ばくを受けた汚染地域を避難区域の指定場所から解除することにより女性や女児に影響を与える危険因子について国際的に受け入れられている知識と矛盾しないことを再確認するよう勧告する。委員会はさらに、締約国が放射線の影響を受けた女性や女児(特に福島県内の妊婦)に対する医療その他のサービス提供を強化することを勧告する。

38. 委員会は、締約国の十代の女児や女性の間で人工妊娠中絶及び自殺の比率が高いことを懸念する。委員会は、特に以下について懸念する。

(a) 刑法第 212 条と合わせ読まれる「母体保護法」第 14 条の下で、女性が人工妊娠中絶を受けることができるのは妊娠の継続又は分娩が母体の身体

的健康を著しく害するおそれがある場合及び暴行若しくは脅迫によって 又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠した場合 に限られること、

- (b) 女性が人工妊娠中絶を受けるためには配偶者の同意を得る必要があること、並びに
- (c) 締約国の女性や女児の間では自殺死亡率が依然高い水準にあること。
- 39. 女性と健康に関する一般勧告第 24 号 (1999 年)と「北京宣言及び行動綱領」 に沿い、委員会は、締約国が以下を行うよう勧告する。
 - (a) 刑法及び母体保護法を改正し、妊婦の生命及び/又は健康にとって危険な場合だけでなく、被害者に対する暴行若しくは脅迫又は被害者の抵抗の有無に関わりなく、強姦、近親姦及び胎児の深刻な機能障害の全ての場合において人工妊娠中絶の合法化を確保するとともに、他の全ての場合の人工妊娠中絶を処罰の対象から外すこと
 - (b) 母体保護法を改正し、人工妊娠中絶を受ける妊婦が配偶者の同意を必要とする要件を除外するとともに、人工妊娠中絶が胎児の深刻な機能障害を理由とする場合は、妊婦から自由意思と情報に基づいた同意を確実に得ること、及び
 - (c) 女性や女児の自殺防止を目的として明確な目標と指標を定めた包括的な 計画を策定すること。

経済的・社会的給付

- 40. 委員会は、収入創出活動や少額融資制度へのアクセスによる貧困撲滅のための戦略を発展させる締約国の取組に留意する。 委員会は、しかしながら、女性、特に女性の世帯主、未亡人、障害のある女性、高齢女性の間で貧困が報告されていることを懸念する。委員会は特に、年金給付の性別格差が大きいことによる女性の生活状態を懸念する。委員会はまた、(a) 弔慰金の額が「生計を主として維持していた」者に対しては倍増されること、及び(b) 災害援護資金の貸付けの利用は世帯主が優先されるが、世帯主は男性が多いことから、「災害弔慰金の支給等に関する法律」が男女間の収入格差を広げていることも懸念する。
- 41. 委員会は、締約国が貧困撲滅と持続可能な開発を目的とした取組を強化することを要請する。委員会はまた、締約国が女性の世帯主、未亡人、障害のある女性、高齢女性のニーズに特別の注意を払うこと、及び彼女たちに最低生活水準を

保証するため年金制度の改革を可能な限り検討することも要請する。委員会はさらに、締約国が「災害弔慰金の支給等に関する法律」を見直し、男女共同参画の 視点を組み入れることを勧告する。

農山漁村女性

42. 委員会は、締約国が 2015 年に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定したことに留意する。委員会は、しかしながら、農山漁村女性の意思決定への参画、特に政策形成への参画が少ないこと、及び所得税法が自営業者や農業者の配偶者や家族に対する報酬を事業経費として認めていないため、女性の経済的独立を妨げる影響があることを懸念する。

43. 委員会は、締約国が農山漁村女性の政策形成への参画を制約する全ての障壁を取り除くこと、及び家族経営における女性の労働を評価し、女性の経済的エンパワーメントを促すため、所得税法の見直しを検討することを要請する。

災害リスクの削減と管理

44. 委員会は、災害リスクの削減と管理における締約国のリーダーシップ及び「仙台防災枠組 2015-2030」採択のためのグローバルな取組における締約国の貢献について称賛する。委員会はまた、締約国が災害リスクの削減政策及び国の「防災基本計画」策定に男女共同参画の視点を取り入れていることについても称賛する。しかしながら、委員会は、2011年の東日本大震災後の国・地方レベルの災害リスクの削減と管理分野において指導的役割への女性の参画が少ないことを懸念する。

45. 委員会は、締約国が全てのレベル、特に地方のレベルで災害に関連する意思 決定や復興過程への女性の参画を加速することを勧告する。締約国はまた、災害 リスクの削減や復興対策だけでなく、全ての持続可能な開発政策に男女共同参画 の視点を取り入れるための取組も継続すべきである。

不利な状況にあるグループの女性

46. 委員会は、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの 先住民族や民族的マイノリティの女性とともに障害のある女性、LBT の女性及び 移民女性といったその他の女性が複合的かつ交差的な形態の差別を引き続き経験 しているとの報告を懸念する。委員会は特に、こうした女性たちの健康、教育、 雇用へのアクセスが引き続き限られていることを懸念する。 47. 委員会は、締約国がアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの先住民族や民族的マイノリティの女性とともに障害のある女性、LBT の女性及び移民女性が経験している、健康、教育、雇用へのアクセス及び公的活動への参画とともに健康・教育サービスや職場での経験においても影響を与える、複合的かつ交差的な形態の差別を解消するための努力を積極的に行うことを要請する。

結婚 家族関係

- 48. 委員会は、締約国において婚姻を解消する際に財産分与を定める規定がないことを懸念する。委員会は、結果として、夫婦間の交渉と合意により行われる財産分与は、判例法で形成された夫婦共有財産の概念に依拠していることに留意する。この概念の下では、夫婦の婚姻期間中に蓄積されたことが立証できるいかなる財産も名義のいかんにかかわらず公平に分与される。委員会は、以下について懸念する。
 - (a) 財産分与に関する交渉と合意が法的規制の枠外で行われているため、男女間で力の不均衡がある場合は、女性が不利な立場に置かれること、
 - (b) 離婚を考えている女性の多くは夫の事業や職業上の資産を含む経済状態 について情報の開示を要求するために必要な知識も手段も不足している とされるが、それは法律が手続的手段や指針を規定していないためである こと、並びに
 - (c) 協議離婚制度の下では、子どもの福祉を守るための親権や養育費の問題について司法審査の手続が法律に規定されておらず、その結果、養育費の支払について合意に達しない場合、子どもは困窮を極めることになること。
- 49. 婚姻、家族関係及びその解消の経済的影響に関する委員会の一般勧告第 29 号 (2013 年) に沿い、委員会は、締約国が以下を行うよう勧告する。
 - (a) あらゆる形態の夫婦財産の分与を規律し、離婚を考えている配偶者が遵守 することができる明確に定義された手続を有する包括的な法律を制定す ること、
 - (b) 離婚を考えている女性が配偶者の経済状態に関する開示を要求し、これを 取得できるようにするための情報へのアクセスを保証すること、並びに
 - (c) 子どもの親権と養育権を規律する法律を見直して、当事者が離婚の合意に 至った場合の司法審査手続を規定し、養育費の支払を通じて経済的ニーズ

を含む子どもの福祉の保証を確保すること。

本条約の選択議定書

50. 委員会は、締約国に本条約の選択議定書の批准を奨励する。

北京宣言及び行動綱領

51. 委員会は、本条約の規定を履行する取組に当たり「北京宣言及び行動綱領」 を活用することを締約国に要請する。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

52. 委員会は、本条約の規定に従い、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」 を実施する過程を通して実質的な男女共同参画の実現を要請する。

周知

53. 委員会は、本条約の規定を計画的かつ継続的に履行する締約国の義務を想起する。委員会は、今回の最終見解及び勧告の実施を現在から次回の定期報告提出までの優先課題とすることを締約国に要請する。委員会は、したがって、最終見解を十分に実施できるよう、全てのレベル(国、広域、地方)の関連する国の機関、特に政府、省庁、国会両院及び司法に対し、締約国の公用語により、時宜を得た最終見解の周知を要請する。委員会は、経営者団体、労働組合、人権団体及び女性団体、大学及び研究機関、メディアなど、全ての関係者との連携を締約国に奨励する。委員会は更に、地域社会のレベルで最終見解の実施を可能とするため適切な形で最終見解の周知を行うよう勧告する。加えて、委員会は、本条約(CEDAW)、本条約の選択議定書及び法体系並びに委員会の一般勧告を全ての関係者に対し継続して周知することを締約国に要請する。

その他の条約の批准

54. 委員会は、9 つの主要な国際人権文書を締約国が遵守することによって、活動のあらゆる面において女性の人権及び基本的な自由の享受が推進されることに留意する。委員会は、したがって、締約国が「全ての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准を検討することを奨励する。

最終見解のフォローアップ

55. 委員会は、上記第 13 (a) 及び 21 (d)・(e) パラグラフに含まれる勧告を実施するために取った措置について書面による情報を 2 年以内に提出するよう締約国に要請する。

次回報告の準備

- 56. 委員会は、第9回定期報告を2020年3月に提出するよう締約国に求める。
- 57. 委員会は、締約国が「共通基幹文書及び条約が指定する文書に関するガイドラインを含む、国際人権条約に基づく報告に関する調和的ガイドライン」 (HRI/MC/2006/3 及び Corr. 1) に従うことを要請する。

女子差別撤廃委員会最終見解フォローアップ 骨子(案)

総論:フォローアップの基本方針・考え方

・フォローアップ作成の経緯

パラ 13 (a) について

- ・女性の婚姻適齢引上げに向けた民法改正の検討状況について
- ・選択的夫婦別氏制度について
- ・民法の一部を改正する法律(再婚禁止期間の短縮等)について

パラ 21 (d) 及び (e) について

- ・第4次男女共同参画基本計画に基づく取組
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 に関する法律の施行を含むいわゆるヘイトスピーチの解消に向けた 取組について
- ・部落差別の解消の推進に関する法律の施行を含む同和問題(部落差別)の解消に向けた取組について
- ・アイヌ関連政策の現状について

内閣府配布資料

第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)(抄)

第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して 暮らせる環境の整備

<基本的考え方>

非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が重要である。また、女性が長期的な展望に立って働けるようにすることも必要である。さらに、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子供への教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要である。

高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方等のライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意した取組が必要である。

また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要である。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進める。

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

施策の基本的方向

高齢化が進展する中で、特に高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するほか、高齢期に達する以前から男女共同参画の視点に立ってあらゆる面での取組を進める。また、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を図る。

また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から人権教育・啓発等を進める。

ら入惟教育・召光寺を進める。	
具体的な取組	担当府省
ア 高齢者が安心して暮らせる環境の整備	
① 高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するとと	厚生労働省、関
もに、高齢期に達する以前から、男女共同参画に関するあらゆる分野に	係府省
おける施策を着実に推進する。	
② 年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けて、65 歳までの高年齢者	厚生労働省
雇用確保措置の着実な実施やシルバー人材センターを通じた多様な就	
業機会の提供等を通じ、高齢男女の就業を促進するとともに、能力開発	
のための支援を行う。	
③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、男女共	厚生労働省
に健康寿命の延伸を実現する。	
④ 医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質	厚生労働省、関
の高いサービスの充実を図る。	係府省
⑤ 認知症や一人暮らしの高齢者が、社会から孤立することがないなど	厚生労働省、関
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「認知症施策推進総	係府省
合戦略(新オレンジプラン)」(平成 27 年 1 月 27 日厚生労働省公表)	
に基づく取組を進めるとともに、住民等を中心とした地域の支え合い	
の仕組みづくりを促進する。	
⑥ 高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持っ	文部科学省、厚
て活躍できるよう、社会参加活動や学習活動を促進する。	生労働省、関係
	府省
⑦ 安定した住生活の確保、建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリア	内閣府、警察庁、
フリー化や無電柱化等、高齢者を取り巻く環境の整備等を推進する。	国土交通省、関
	係府省
⑧ 企業等による、高齢者に優しく、ニーズに合致した機器やサービスの	総務省、厚生労
開発等を支援する。	働省、経済産業
	省、関係府省
⑨ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平	厚生労働省、関
成 17 年法律第 124 号)等を踏まえ高齢者虐待防止の取組を推進する。	係府省

⑩ 消費者被害に遭いやすい高齢者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪質商法を始めとする高齢者の消費者被害の防止を図る。

消費者庁、関係府省

① 上記のほか、「高齢社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)に 基づき必要な取組を推進する。

内閣府、関係府 省

イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備

① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律 第 65 号。平成 28 年 4 月施行。)等を踏まえ、全ての国民が、障害の有無 によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いな がら共生する社会の実現に向けた取組を推進する。

内閣府、関係府 省

- ② 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)等を踏まえ障害者虐待防止の取組を進める。
- ③ 消費者被害に遭いやすい障害者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪質商法を始めとする障害者の消費者被害の防止を図る。

厚生労働省、関係府省 消費者庁、関係 府省

④ 障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、道路、公園、公共交 通機関等のバリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、障害者に 配慮したまちづくりを推進する。

内閣府、警察庁、 国土交通省、関 係府省 厚生労働省

⑤ 障害者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図る。

厚生労働省

⑥ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)や障害者雇用対策基本方針(平成26年3月31日厚生労働省告示第137号)等を踏まえた就労支援を行う。

内閣府、関係府省

⑦ 上記のほか、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しつつ、「障害者基本計画」(平成25年9月27日閣議決定)に基づき、生活支援、教育、雇用・就業、生活環境、差別の解消及び権利擁護の推進等の分野における施策を総合的に推進する。その際、障害者の性別等の観点に留意して、情報・データの充実を図る。

ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

① 外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意しつつ、日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度等についての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子供への支援等について、実態を踏まえながら進める。

総務省、法務省、 外務省、文部科 学省、厚生労働 省、国土交通省、 関係府省 厚生労働省

② 配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養

成等を含め、適切に支援する。

③ 「人身取引対策行動計画 2014」に基づき、人身取引対策の取組を推し 進する。

内閣官房、関係 府省

エ 性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に 置かれている人々への対応

① 性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場 内閣官房、法務 合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの 人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に 困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実 態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのあ る事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。

省、文部科学省、 厚生労働省、関 係府省

また、法務局・地方法務局の人権相談所において相談者が利用しや すい人権相談体制を充実させる。

さらに、性同一性障害等の児童生徒等に対する学校における相談体 制を充実させるとともに、関係機関との連携を図りつつ、支援体制を 整備する。

その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。

法務省配布資料

平成8年2月26日 法制審議会総会決定

民法の一部を改正する法律案要綱

第一 婚姻の成立

一 婚姻適齢

婚姻は、満十八歳にならなければ、これをすることができないものとする。

- 二 再婚禁止期間
 - 1 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができないものとする。
 - 2 女が前婚の解消又は取消しの日以後に出産したときは、その出産の日から、 1 を適用しないものとする。

第二 婚姻の取消し

一 再婚禁止期間違反の婚姻の取消し

第一、二に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して百日を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消しを請求することができないものとする。

第三 夫婦の氏

- ー 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各 自の婚姻前の氏を称するものとする。
- 二 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際 に、夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならないものとする。

第四 子の氏

ー 嫡出である子の氏

嫡出である子は、父母の氏(子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏)又は父母が第三、二により子が称する氏として定めた父若しくは母の氏を称するものとする。

ニ 養子の氏

- 1 養子は、養親の氏(氏を異にする夫婦が共に養子をするときは、養親が第 三、二により子が称する氏として定めた氏)を称するものとする。
- 2 氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とするときは、養子は、1にかかわらず、養親とその配偶者が第三、二により子が称する氏として定めた氏を称するものとする。
- 3 養子が婚姻によって氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定めた氏を称 すべき間は、1、2を適用しないものとする。

三 子の氏の変更

- 1 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、 戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称 することができるものとする。ただし、子の父母が氏を異にする夫婦であっ て子が未成年であるときは、父母の婚姻中は、特別の事情があるときでなけ れば、これをすることができないものとする。
- 2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、 父母の婚姻中に限り、1にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出 ることによって、その父母の氏又はその父若しくは母の氏を称することがで きるものとする。
- 3 子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合において、子が第三、二によって子が称する氏として定められた父又は母の氏と異なる氏を称するときは、子は、父母の婚姻中に限り、1にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるものとする。ただし、父母の婚姻後に子がその氏を改めたときは、この限りでないものとする。
- 4 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、1から3までの行為をすることができるものとする。
- 5 1から4までによって氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年 以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復す ることができるものとする。

第五 夫婦間の契約取消権

第七百五十四条の規定は、削除するものとする。

第六 協議上の離婚

- 一 子の監護に必要な事項の定め
 - 1 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子と の面会及び交流、子の監護に要する費用の分担その他の監護について必要な 事項は、その協議でこれを定めるものとする。この場合においては、子の利 益を最も優先して考慮しなければならないものとする。
 - 2 1の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、1の事項を定めるものとする。
 - 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、1又は2による定めを変更し、 その他の監護について相当な処分を命ずることができるものとする。
 - 4 1から3までは、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生ずることがないものとする。

ニ 離婚後の財産分与

1 協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができるものとする。

- 2 1による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議 をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる 処分を請求することができるものとする。ただし、離婚の時から二年を経過 したときは、この限りでないものとする。
- 3 2の場合には、家庭裁判所は、離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るため、当事者双方がその協力によって取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情を考慮し、分与させるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めるものとする。この場合において、当事者双方がその協力により財産を取得し、又は維持するについての各当事者の寄与の程度は、その異なることが明らかでないときは、相等しいものとする。

第七 裁判上の離婚

- 一 夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができるものとする。ただし、(ア)又は(イ)に掲げる場合については、婚姻関係が回復の見込みのない破綻に至っていないときは、この限りでないものとする。
 - (ア) 配偶者に不貞な行為があったとき。
 - (イ) 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
 - (ウ) 配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。
 - (エ) 夫婦が五年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき。
 - (オ) (ウ)、(エ)のほか、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき。
- 二 裁判所は、一の場合であっても、離婚が配偶者又は子に著しい生活の困窮又は耐え難い苦痛をもたらすときは、離婚の請求を棄却することができるものとする。(エ)又は(オ)の場合において、離婚の請求をしている者が配偶者に対する協力及び扶助を著しく怠っていることによりその請求が信義に反すると認められるときも同様とするものとする。
- 三 第七百七十条第二項を準用する第八百十四条第二項(裁判上の離縁における 裁量棄却条項)は、現行第七百七十条第二項の規定に沿って書き下ろすものと する。

第八 失踪宣告による婚姻の解消

- ー 夫婦の一方が失踪の宣告を受けた後他の一方が再婚をしたときは、再婚後に された失踪の宣告の取消しは、失踪の宣告による前婚の解消の効力に影響を及 ぼさないものとする。
- 二 一の場合には、前婚による姻族関係は、失踪の宣告の取消しによって終了するものとする。ただし、失踪の宣告後その取消し前にされた第七百二十八条第二項(姻族関係の終了)の意思表示の効力を妨げないものとする。
- 三 第七百五十一条(生存配偶者の復氏等)の規定は、一の場合にも、適用する ものとする。

四 第六、一及び二は一の場合について、第七百六十九条(祭具等の承継)の規 定は二本文の場合について準用するものとする。

第九 失踪宣告の取消しと親権

- 一 父母の婚姻中にその一方が失踪の宣告を受けた後他の一方が再婚をした場合において、再婚後に失踪の宣告が取り消されたときは、親権は、他の一方がこれを行うものとする。
- 二 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求 によって、親権者を他の一方に変更することができるものとする。

第十 相続の効力

嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同等とするものとする。

第十一 戸籍法の改正

民法の改正に伴い、戸籍法に所要の改正を加えるものとする。

第十二 経過措置

一婚姻適齢に関する経過措置改正法の施行の際満十六歳に達している女は、第一、一にかかわらず、婚姻をすることができるものとする。

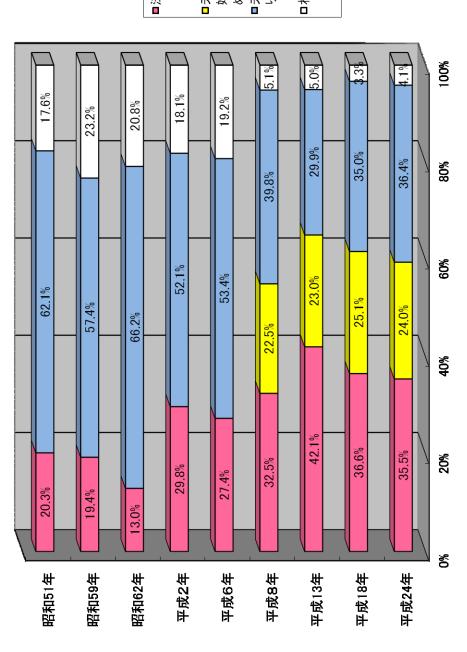
ニ 夫婦の氏に関する経過措置

- 1 改正法の施行前に婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、改正法の施行の日から一年以内に2により届け出ることによって、婚姻前の氏に復することができるものとする。
- 2 1によって婚姻前の氏に復しようとする者は、改正後の戸籍法の規定に従って、配偶者とともにその旨を届け出なければならないものとする。
- 3 1により夫又は妻が婚姻前の氏に復することとなったときは、改正後の民 法及び戸籍法の規定の適用については、婚姻の際夫婦が称する氏として定め た夫又は妻の氏を第三、二による子が称する氏として定めた氏とみなすもの とする。
- 三 相続の効力に関する経過措置

改正法の施行前に開始した相続に関しては、なお、改正前の民法の規定を適用するものとする。

四 その他本改正に伴う所要の経過措置を設けるものとする。

選択的夫婦別氏制度に関する世論調査結果(総数比較)



■法律を改めてもかまわない

□夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきだが、 婚姻前の氏を通称として使えるように法律を改 ス 2 - レナホェキュン

ロわからない

100日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判所判決があったことに鑑み,当該期間を 女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しから6か月と定める民法の規定のうち 100日に改める等の措置を講ずる。

法律の具体的内容

再婚禁止期間の短縮等

- ① 民法第733条第1項の定める再婚禁止期間を6か月から100日に短縮するものとする。
- ② 民法第733条第2項を改め、次の場合には再婚禁止期間の 規定を適用しないものとする。
- ア 女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合
- イ 女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合

再婚禁止期間内にした婚姻の取消し

民法第746条を改め,再婚禁止期間の規定に違反した婚姻について,前婚の解消若しくは取消しの日から起算して100日を経過し,又は女が再婚後に出産したときは,その取消しを請求することができないこととする。

(参考)民法

(再婚禁止期間)

- 第733条 女は, 前婚の解消又は取消しの日から <u>6か月</u>を経過した後でなければ, 再婚をするこ とができない。
- 2 女が前婚の解消又は取消しの前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。

(再婚禁止期間内にした婚姻の取消し)

第746条 第733条の規定に違反した婚姻は、

前婚の解消若しくは取消しの日から<u>6か月</u>を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消しを請求することができない。

7

動をいう。

第二条(この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若し くは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身 者」という。) に対する差別的意識を助長しては誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若し くは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地 域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言

め、これを推進することを目的とする。

第一条(この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その 解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定

11

(田紀)

(定義)

第一章 総則

すべく、この法律を判定する。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発 などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進

その出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを 煽動する不当な差別的言動が行われ、 その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。 もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住する

温泉

第二章 基本的脑策 (第五条—第七条)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

前文

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

(基本理念)

ものかかる。 (を発活動等) 第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解 を探めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うもの

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不 当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努める

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そ のために必要な取組を行うものとする。

きるよう、必要な本則を整備するよう努めるものとする。 (教育の充実等)

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不 当な差別的言動に関する相談に的確に芯ずるとともに、これに関する紛争の坊止又は解失を図ることがで

る紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

111

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関す

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

かかる。

割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

に、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役

- 第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するととも
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。 (国及び地方公共団体の責務)
- 第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、

解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

- 四 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。
- 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する
- いては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着二本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体にお
- あっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。
- 条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動で一本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第二
- 国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

毕先张

実に実施すること。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する

衆議院法務委員会附帯決議

Ħ

的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別
- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

(福行財日)

歪 孟

の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する附帯決議

本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、

- 廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤」、第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言
- 策を着実に実施すること。 に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施二本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会

為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行

右決議する。

1

11

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な数育及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(相談体制の充実)

かる。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ て、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるもの

to vo.

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体 が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有

(国及び地方公共団体の責務)

(回紀)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人と

して尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解

を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならな

(基本理念)

関することを目的とする。

とり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑 み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、 相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実

況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっ

第一条(この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状

部落差別の解消の推進に関する法律

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、

必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の

実態に係る調査を行うものとする。

宝 宝

この法律は、公布の日から施行する。

111

衆議院法務委員会附帯決議

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。 踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情・

- めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努
- 教育及び含名と見面すると当たっては、当該教育及び含名とより所とは追引と担いことがないようと留まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二、教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留

意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当

資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

内閣官房アイヌ総合政策室 配布資料

アイヌ政策の概要(平成30年度予算概算要求額)について

平成29年8月31日 内閣官房アイヌ総合政策室

(注1) 「] の数字は、対前年度比を表示。

(注2) 予算額を特定できない施策の予算額は含まない。

(注3) 四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

平成30年度アイヌ政策関係概算要求額合計 8,238百万円[2.94]

「民族共生象徴空間」の具体化

7. 411百万円[3.73]

〇中核区域(博物館・公園)の整備及び開業準備

7. 224百万円[3.93] 【文部科学省・国土交通省】

「うち文部科学省 4,270百万円、国土交通省 2,954百万円」

- ・国立アイヌ民族博物館の建設、展示工事費
- 国立民族共生公園の整備
- ・開業準備のための経費

〇アイヌの遺骨等の慰霊及び管理のための施設の整備 173百万円 [1.34]

【国土交诵省】

- ・慰霊施設の整備
- 〇大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた手続等に関する調査研究

13百万円[1.44]

【文部科学省】

・大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた手続等の在り方に係る調査研究、検討

2. アイヌ文化の振興、普及啓発

349百万円[1.03]

〇アイヌ文化財団への補助等

327百万円[1.01]

【文部科学省・国土交通省】

| うち文部科学省 224百万円、国土交通省 104百万円

- ・アイヌ文化振興法に基づき、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する普及啓発を図 るため、指定法人であるアイヌ文化財団に対し補助金を交付
- ○危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究

22百万円 [1.47]

・アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業

【文部科学省】

3. アイヌ生活向上等

436百万円 [0.98]

(1) 北海道内施策

アイヌの人々の社会的・経済的な地位の向上を図るため、北海道が実施するアイヌ生活向上関連施策の推進を支援

〇修学の支援(高校生、大学生等に対する奨学金等)

86百万円 [0.95]

【文部科学省】

○雇用・生活の安定(職業相談等の就職支援、生活館の運営等)

121百万円 [1.02]

【厚生労働省】

○農林漁業の振興(経営近代化施設の整備等に対する補助)

217百万円 [1.00]

【農林水産省】

〇中小企業の産業振興(民工芸品展示会、研修会開催等に対する補助)

7百万円 [1.00]

【経済産業省】

〇生活環境の改善(住宅新築資金等の貸付事業に対する支援)

【国土交通省】

(2) 全国的見地からの施策

〇修学の支援 (大学生等に対する奨学金)

【文部科学省】

〇生活の安定(生活相談)

4百万円 [1.00]

【厚生労働省】

4. その他 42百万円[1.39]

○海外のアイヌ遺骨に関する調査

9百万円[新規]

【内閣官房】

・海外の博物館等に保管されているアイヌ遺骨の返還に向けた手続き等に係る調査

〇アイヌの人々の人権擁護の観点からの啓発

4百万円[1.00]

【法務省】

・アイヌの人々に対する偏見や差別をなくすため、インターネットのバナー広告を活用し、 アイヌの人々に対する国民理解を促進

〇アイヌ政策推進会議の開催等に係る経費

29百万円[1.10]

【内閣官房】

・アイヌ政策推進会議の開催等により、総合的・効果的なアイヌ政策を推進

〇北海道大学におけるアイヌ・先住民との文化的共生に関する総合的・実践的研究

【文部科学省】

・北海道大学において、アイヌ・先住民に関する総合的・実践的研究を実施

○標識等におけるアイヌ語地名や地名由来の表記促進

【環境省】

国立公園内の標識等において、アイヌ語地名や地名由来の表記を促進